

伊豆市告示第87号

伊豆市省エネ家電購入費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年4月24日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市省エネ家電購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進するとともに、電力等のエネルギー価格が高騰する中で家庭等における電気代の負担軽減を図るため、省エネルギー性能の高い家電製品を購入する者に対し、予算の範囲内において伊豆市省エネ家電購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日時時点で市内に住所を有する者であって市税等を滞納していない者
- (2) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 補助対象者と住民基本台帳上の同一世帯で生活する者がこの補助金の交付決定を受けていないこと。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「省エネ家電」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるエアコンディショナー、照明器具、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であること。
- (2) 購入時に新品（未使用）であること。
- (3) 市長が別に定める日以後に市内の店舗において補助対象者が購入したものであること。
- (4) 販売、譲渡又は貸付けを目的として購入したものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の団体による他の補助金等を受け購入した機器は、補助金の交付の対象から除くものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電の購入費の合計額が1万円以上のものとする。

- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含み、設置費、撤去費等本体価格以外の付帯費用を除くものとする。ただし、照明器具の設置費については、補助対象機器の本体価格と同額を上限とし、補助対象経費とすることができる。
- 3 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。この場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、伊豆市省エネ家電購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊豆市省エネ家電購入費補助金の申請に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 購入費等の支払を証する書類の写し（領収書等で、購入日、型番、額の内訳、購入店名が全て分かるものに限る。）

- (3) 製造事業者（メーカー）が発行する保証書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付の決定及び補助金の額の確定をし、伊豆市省エネ家電購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げとみなす場合）

第7条 申請書の不備等申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかった場合に、市が確認等に努めた上で、なお市長が定める期日までに補正等が行われなかったときは、当該交付申請が取り下げられたものとみなす。

（交付の決定及び確定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定及び確定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（協力の要請）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて電力使用量等のデータ提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年5月15日から施行し、令和7年4月1日以降に購入された省エネ家電から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第10条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

伊豆市省エネ家電購入費補助金交付申請書兼請求書

(宛先) 伊豆市長

補助金の交付を受けたいので、伊豆市省エネ家電購入費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請（請求）します。

※この申請書は、伊豆市において交付決定した後は、交付決定日をもって請求日とし、伊豆市省エネ家電購入費補助金の請求書として取り扱います。

申請年月日	年 月 日				
フリガナ		電話番号	自宅	—	—
氏 名	Ⓜ		携帯	—	—
		生年月日		年 月 日	
住 所	〒 伊豆市				

1. 補助金申請額（請求額）情報

補助対象経費 …①	円	省エネ家電の購入費（税込み）が対象です。 下限は1万円
補助金申請額（請求額）	, 00円	①×0.25 (100円未満の端数は切り捨てる。) 上限は5万円

2. 申請する省エネ家電の情報

機器の種類	購入数	メーカー	型番	省エネルギー基準達成率 (%)	金額 (税込み)

※記載欄が不足する場合は、別紙で提出してください

3. 振込先情報

金融機関名称	銀行 金庫 農協		営業所 支店・所 出張所			
預金の種類	1 普通（総合口座含む。）	口座番号（右詰め）				
	2 当座					
(フリガナ)						
口座名義人						

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開き下部記載の「振込用の店名・預金種目・7桁の口座番号」を記入してください。

【添付書類】

- 伊豆市省エネ家電購入費補助金の申請に関する誓約書（様式第2号）
- 購入費等の支払を証する書類の写し（領収書など）
※ただし、購入日、型番、額の内訳、購入店名が全て確認できるものに限る。
- 製造事業者（メーカー）が発行する保証書の写し

伊豆市省エネ家電購入費補助金の申請に関する誓約書

私は、伊豆市省エネ家電購入費補助金の申請に当たり、次の内容について誓約します。

この誓約に反していることが判明した場合は、市長が指定する期日までに交付された補助金の返還に応じます。

また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 1 この補助金を申請する省エネ家電は、新品未使用品であり、中古品、転売品、リース品及びレンタル品ではありません。
- 2 この補助金を申請する省エネ家電は、自らが使用するために伊豆市内の店舗又は事業所で購入したもので、販売、譲渡又は貸付けを目的として購入したものではありません。
- 3 この補助金を申請する省エネ家電は、国、県その他の団体による他の補助金等との併用はしていません。
- 4 住民基本台帳上の同一世帯の者の中で、私以外この補助金の申請をしていません。
また、この補助金の申請に当たり、住民基本台帳について市が調査することに同意します。
- 5 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
また、この補助金は暴力団を利することに使用しないことを確約します。
- 6 市税等の滞納はありません。
また、この補助金の申請に当たり、市税等の納付状況について市が調査することに同意します。
- 7 この補助金の申請に関して必要な場合には、市が申請内容について調査を行うことに同意します。
- 8 この補助金の申請に関して必要な場合には、市が静岡県警察本部に照会すること、及び市が警察当局へ情報提供することに同意します。
- 9 市が必要に応じて電力使用量等のデータ提供その他の協力を求めたときは必ず協力します。
- 10 この補助金の申請に当たり提供する書類の写しは、全て原本と相違ありません。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ ※署名又は記名押印

様

第 号

伊豆市長 印

伊豆市省エネ家電購入費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました「伊豆市省エネ家電購入費補助金」について、下記のとおり交付を決定し、交付額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定（確定）日

2 交付決定（確定）額 _____ 円

3 整理番号